

出産・育児に関係した手続きをお忘れなく！

産前産後休業したとき



産前産後休業期間中（出産前6週、出産後8週）は共済掛金が免除となります。共済事務担当課を通じ、共済組合に対して掛金免除の申請を行う必要があります。

必要となる手続き	請求書類	手続先
産前産後休業掛金免除手続	産前産後休業掛金免除(変更)申出書	勤務先の 共済事務担当課

出産したとき

自然分娩にかかる処置は医療行為にあたらないため、出産費用については保険適用外となります。そのため共済組合に対して請求を行うことで「出産費」の給付を受けることができます。

ただし「直接支払制度」利用の有無によって必要となる書類や給付金額が変わりますのでご注意ください。



給付金額	
直接支払制度利用あり	42万円 ^(※) から医療機関の代理受取額を差し引いた金額 (医療機関の代理受取額が42万円を超える場合、給付はありません)
直接支払制度利用なし	42万円 ^(※)

(※)産科医療補償制度に加入していない場合は40万4千円

必要となる手続き	請求書類	手続先
出産費請求手続	出産費請求書 又は 出産費内払金(差額)請求書	勤務先の 共済事務担当課

育児のため休業したとき

育児休業期間中（子が3歳に達するまで）は共済掛金が免除となります。また、子が1歳に達するまでの間、育児休業手当金の支給を受けることができます。(状況によって最長で「子が2歳に到達するまで」支給可能)



給付金額	
育休取得日が180日に達するまで	標準報酬日額 × 67 / 100
育休取得日 180日以降	標準報酬日額 × 50 / 100

必要となる手続き	請求書類	手続先
育児休業掛金免除手続 育児休業手当金請求手続	育児休業等掛金免除申出書 兼 育児休業手当金請求書	勤務先の 共済事務担当課

／ご注意ください！ ～育児休業手当金支給期間の延長について～

育児休業に係る子について、1歳の誕生日（又は1歳6ヵ月）以前を入所希望日として保育実施の申し込みを行っているが、当該子が1歳（又は1歳半）に達する日以後の期間について当面保育の実施が行われない場合、手当金の支給期間を1歳半（又は2歳）まで延長することができます。

次の理由で育児休業手当金の延長手続きが行えない事例が多発しております。ご注意ください。

- ・入所希望手続きを行っていない場合は延長ができません！
- ・入所希望日が1歳（又は1歳半）の誕生日の翌日以降となっている場合は延長ができません！